

参 考 資 料 一 覧

| | | |
|--------|--------------------------------------|----|
| 参考資料 1 | 戦略計画2011-2020（愛知目標） | 1 |
| 参考資料 2 | 生物多様性基本法の概要 | 5 |
| 参考資料 3 | 生物多様性保全活動促進法の概要 | 7 |
| 参考資料 4 | 生態系と生物多様性の経済学（TEEB） | 13 |
| 参考資料 5 | 木づかい運動の概要 | 15 |
| 参考資料 6 | SATOYAMAイニシアティブに関するCOP10の決議 | 17 |
| 参考資料 7 | 環境保全型農業直接支払 | 19 |
| 参考資料 8 | 鳥獣被害防止特措法の概要 | 21 |
| 参考資料 9 | 農業の生物多様性に関するCOP10の決議 | 23 |
| 参考資料10 | 世界重要農業資産システム（GIAHS）の活用 | 25 |
| 参考資料11 | 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策について（概要） | 27 |
| 参考資料12 | 森林・林業再生プラン（概要） | 31 |
| 参考資料13 | 新たな資源管理体制について ～資源管理指針・資源管理計画の導入～ | 35 |
| 参考資料14 | 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）の概要 | 39 |
| 参考資料15 | IPBES（生物多様性版IPCC） | 43 |

戦略計画2011-2020（愛知目標）（環境省仮訳）

ビジョン（展望）

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション（使命）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。

これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

戦略目標 A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標 1：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標 2：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標 3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続

可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標4：遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標5：2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標6：2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標7：2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標8：2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とされない水準まで抑えられる。

目標9：2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標10：2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域・海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標13：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標14：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16：2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標17：2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18：2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標19：2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標20：少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

生物多様性基本法の概要

前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携



年 次 報 告

白書の作成

生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

生物多様性の保全にかかる法律の施行状況の検討

この法律の目的を達成するため、生物多様性の保全に係る法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

生物多様性保全活動促進法の概要

趣旨・背景

◆ 地域における生物多様性が深刻な危機に直面

- ・希少な野生動植物の減少
- ・二次的自然(里地里山など)の手入れ不足
- ・外来種の侵入による生態系の攪乱



◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

- ・自然的・社会的状況は地域によって様々



◆ 社会的要請の拡大

- ・生物多様性基本法の制定(平成20年)
- ・生物多様性条約COP10の開催



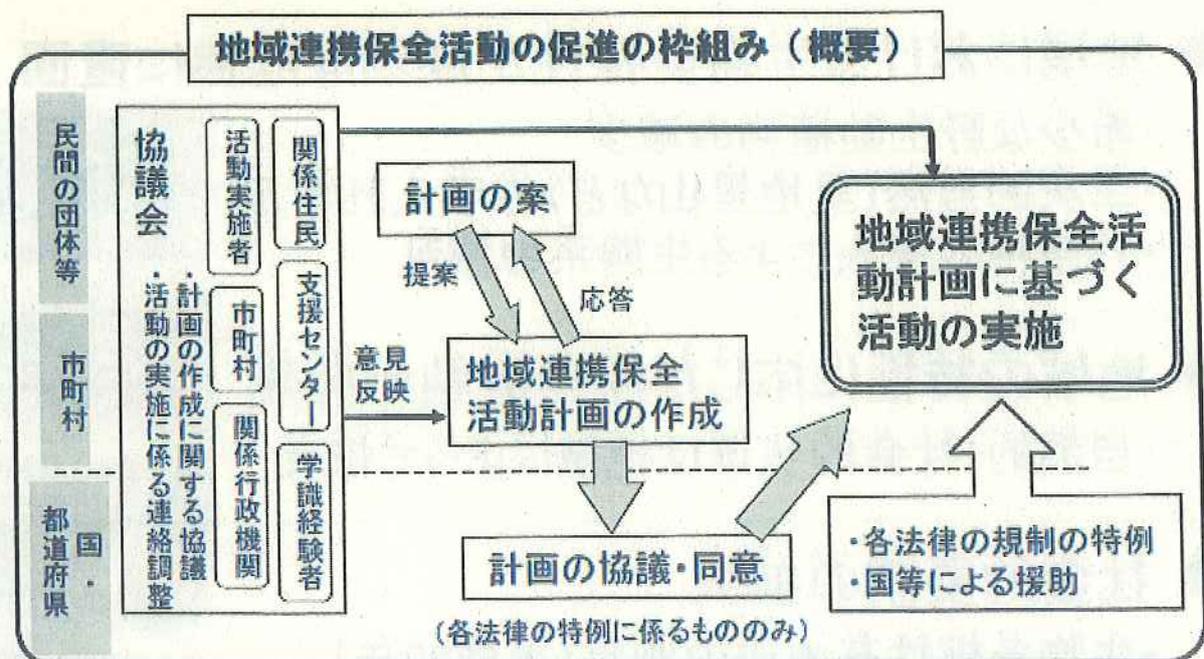
制度の概要

◆ 基本方針の策定

環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO等による計画の案の作成についての提案
- ・地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護法、森林法及び都市緑地法に基づく一定の許可等を受けなくてもよいとする特例措置（特例の対象となる行為は、参考資料1を参照）
（計画作成段階での環境大臣又は都道府県知事への協議・同意）



◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

関係者(活動実施者、土地所有者、企業等)間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地(国立公園等)を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のための意見の聴取

◆ 地域連携保全活動に対する国等の援助

国及び地方公共団体による、地域連携保全活動に対する援助

◆ 所有者不明地に関する施策の検討

土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方の検討・必要な措置の実施

◆ 施行期日

法律の公布の日(平成22年12月10日)から起算して1年以内(基本方針に係る規定については公布の日)

地域連携保全活動計画の区域の設定イメージ

〇〇地域連携保全活動計画（A町）

目標：里地里山の維持管理

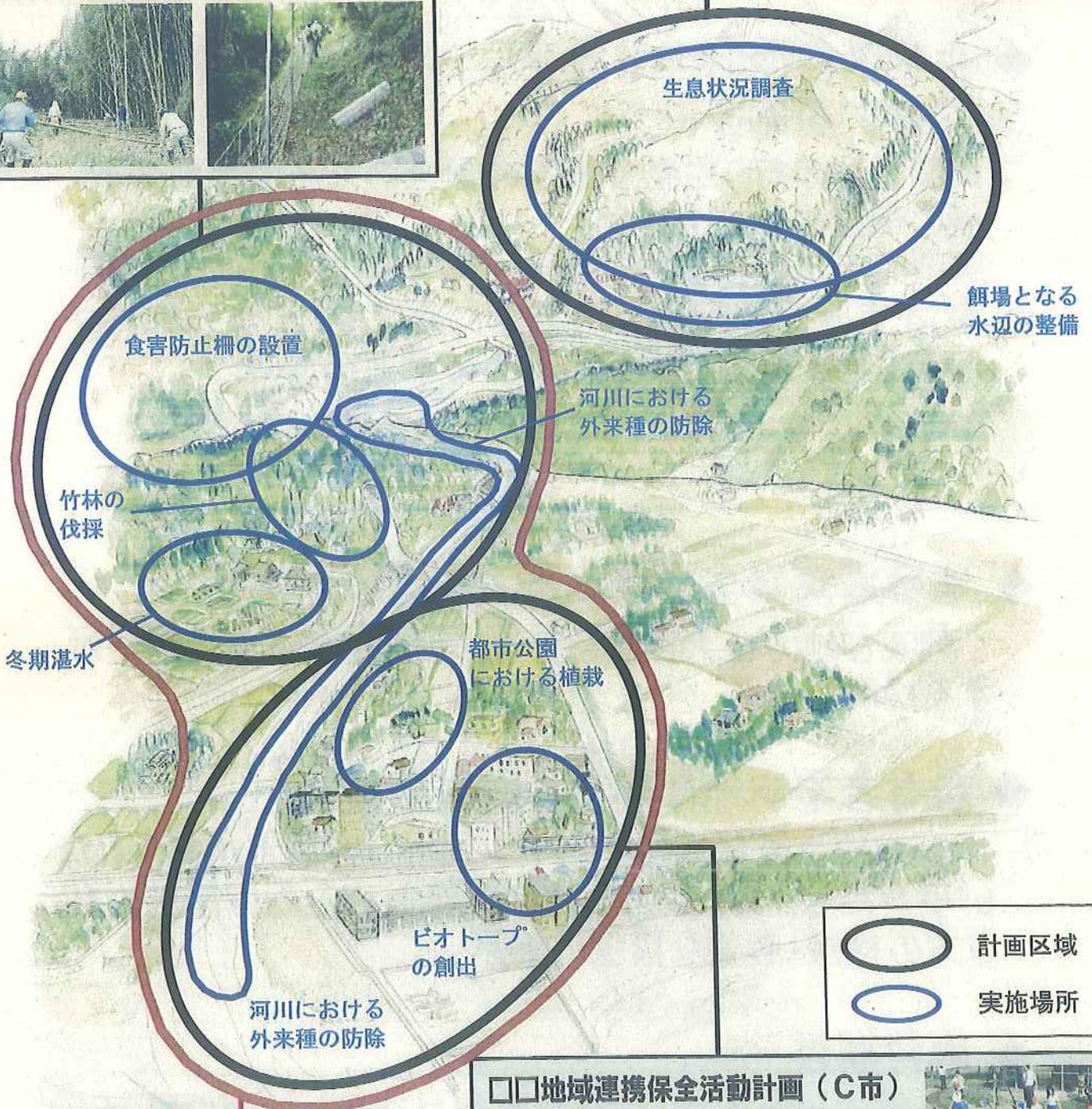
- 活動：
- ・ 竹林の伐採
 - ・ 冬期湛水
 - ・ シカの侵入防止柵の設置



△△地域連携保全活動計画（B村）

目標：希少種（鳥類）の保護増殖

- 活動：
- ・ 生息状況調査
 - ・ 餌場となる水辺の整備



□□地域連携保全活動計画（C市）

目標：都市の生物多様性の保全

- 活動：
- ・ ビオトープの創出
 - ・ 河川における外来種（魚類）の防除
 - ・ 都市公園における植栽



複数の市町村が共同して作成することもある。

生物多様性保全活動のイメージ

里地・里山

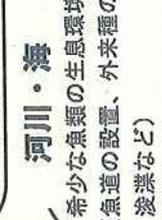
- ・ 森林の間伐、下草刈り
- ・ 竹林の伐採、雑木林での落ち葉かき
- ・ 湿地などでのヨシ刈り、灌木の伐採
- ・ ボランティアによる植林
- ・ 希少種（ギブチヨウやゲンゴロウなど）の生息環境を保全するための活動
- ・ 森林の管理、食草の保全、外来種の防除
- ・ 鳥獣被害対策
- ・ （隠れ場となる葦の刈り払い、侵入防止柵の設置、鳥獣の個体数調整など）
- ・ 動植物の生育・生息状況調査
- ・ 環境教育活動、自然観察会 など



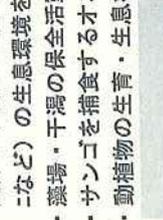
落ち葉かき



モウソウチクの伐採



希少種のための活動



ため池での外来種の防除



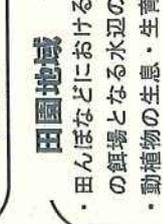
干潟の保全活動

奥山地域

- ・ 希少種の生育・生息状況調査
- ・ 希少種の保護増殖を図るための活動（希少植物の播種、巣箱の設置など）
- ・ 市民団体による森づくり
- ・ 自然観察会、パトロール など



植生調査



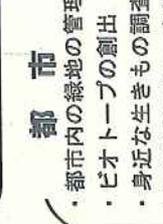
市民団体による森づくり

田園地域

- ・ 田んぼなどにおける希少種（鳥類など）の餌場となる水辺の整備
- ・ 動植物の生息・生育状況調査
- ・ 冬水たんぼ
- ・ 減・無農薬などによる米づくり
- ・ 生物に配慮した用水路づくり など



用水路づくり



餌場となる水辺の整備

都市

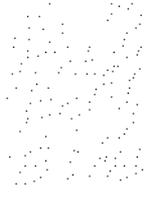
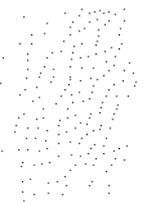
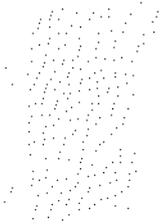
- ・ 都市内の緑地の管理
- ・ ビオトープの創出
- ・ 身近な生きものの調査
- ・ 環境教育活動、自然観察会
- ・ 市民と協働した緑地に関する計画づくり など
- ・ 外来種の防除



市民による計画づくり



都市公園での自然観察会





生態系と生物多様性の経済学

参考資料4

(TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

TEEB: 地球規模での生物多様性の経済的価値に注目し、
生物多様性の損失や生態系の劣化に伴う費用の増加を取り上げ、
科学や経済の専門家をつなげることで、
今後の実行可能な施策立案を可能とするための国際的なイニシアティブ。

平成19年3月 G8環境大臣会合 (ドイツ・ポツダム)

○ 「ポツダム・イニシアティブー生物多様性2010」が支持され、生物多様性の地球規模の損失に関する経済的評価の重要性が指摘される。



ドイツ政府がドイツ銀行のスクデフ氏を中心に研究を開始
第1フェーズ: 平成19年5月～平成20年5月

平成20年5月 生物多様性条約COP9 (ドイツ・ボン)

○ 閣僚級会合でスクデフ氏よりTEEBの中間報告が発表される。
(TEEBは2つのフェーズで構成。中間報告は第1フェーズの要約。)



第2フェーズをとりまとめ (日本も一部協力)
第2フェーズ: 平成20年5月～平成22年10月(予定)

平成22年10月 生物多様性条約COP10 (名古屋)

○ 最終報告書が公表。
経済学的観点から生物多様性の喪失について世界レベルで研究された成果をとりまとめたもの。



生態系と生物多様性の経済学

(TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

TEEB チームリーダー
Pavan Sukhdev (UNEP)

UNEP
欧州連合
英国環境・食糧・農村地域省
ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省

D0(理論)

D1(政策決定者向け)

D2(自治体向け)

D3(ビジネス向け)

D4(市民向け)

日本からのインプット

D2: 環境経済の政策研究チームによる貢献
地方自治体の生物多様性施策についての日本の優良事例を提供。
例) 「コウノトリを育むお米」(兵庫県豊岡市)
「地下水涵養による水資源の保護」
(熊本県白川中流域)



D3: 日本の事業者による事例の一覧を提供。

【提言】

① 生態系・生物多様性の価値を経済的に明らかにすることが必要

生態系・生物多様性の価値が様々な意思決定に反映されておらず、その損失を招いている。

② 政策立案や様々な意思決定において、生態系・生物多様性の価値を経済社会で反映できる手法への変更が必要

- ・生物多様性の保全等に悪影響を与える補助金の改革・生物多様性の保全等のための規制や税制の導入
- ・生態系・生物多様性に関する事業活動のリスクやビジネスチャンスの予測及びこれに基づく事業者の行動
- ・生態系・生物多様性に関する情報システムの構築や目標の設定、計測・評価・報告の実施。など



世界銀行による国際的な取り組みへ
(国家勘定への取り込み等)

Handwritten text at the top of the page, appearing to be a list or notes.

Handwritten text in the upper middle section, possibly a paragraph or a set of instructions.

Handwritten text in the middle left section.

Handwritten text in the lower middle section, possibly a list or notes.

Handwritten text in the lower section, possibly a list or notes.

Handwritten text in the lower section, possibly a list or notes.

Handwritten text at the bottom of the page, possibly a signature or a final note.

木づかい運動の概要

- 国産材の利用の意義を国民に幅広く訴えるため、平成17年度から国民運動として、「木づかい運動」を展開
- 木材の利用が地球温暖化防止等に資するという木材利用の意義や木材の良さについて、一般の消費者や企業等にわかりやすく、直接訴えるなど集中的な普及啓発を推進
- 企業等と連携し、企業活動を通じて国産材の需要を地域材に結びつけていく活動を展開

■ 企業の交流セミナーの開催、政府広報等による普及啓発活動を展開、感謝状の贈呈等

- ・木づかい運動ロゴマーク登録企業のマッチングフェアを開催し、国産材利用製品の製造、販売、使用企業が相互に交流することにより、新たなビジネスチャンスを創出。
- ・国産材を大量に利用し、国産材利用の意義や良さについて積極的にPRした企業等に対して 感謝状を贈呈。



木づかい運動ロゴマーク登録企業のマッチングフェア



木づかい運動ポスター

■ ロゴマーク「木づかいサイクルマーク」を通じた普及啓発活動

- ・「木づかいサイクルマーク」を制定し、国産材を使用した木製品やパンフレット等への添付を通じて国産材の利用をPR。



- ・平成23年2月現在、277の企業・団体がマークを使用登録。



国産材のおもちゃ

■ 木材利用に関する教育活動(木育)の推進

市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ木材利用に関する教育活動「木育」を推進。



木育キャラバン(島根県)

参考資料5

1. The first part of the report discusses the overall situation of the country and the role of the government in the economy. It also mentions the impact of the international environment on the national economy.

2. The second part of the report discusses the development of the agricultural sector and the role of the government in the agricultural sector. It also mentions the impact of the international environment on the agricultural sector.

3. The third part of the report discusses the development of the industrial sector and the role of the government in the industrial sector. It also mentions the impact of the international environment on the industrial sector.

4. The fourth part of the report discusses the development of the services sector and the role of the government in the services sector. It also mentions the impact of the international environment on the services sector.

5. The fifth part of the report discusses the development of the infrastructure sector and the role of the government in the infrastructure sector. It also mentions the impact of the international environment on the infrastructure sector.

SATOYAMA イニシアティブに関するCOP10の決議

「生物多様性の持続可能な利用」(2010年10月29日決議)(抄)
Sustainable Use of Biodiversity (Advance Unedited Text)

(締約国会議は)

- 5 日本国政府及び国連大学高等研究所が SATOYAMA イニシアティブの発展を円滑に進め、調整を行う上で果たした主導的役割に注目する。
- 6 SATOYAMA イニシアティブが、生物多様性の利益と人類の幸福のために人為の影響を受けた自然環境をよりよく理解し支援するために潜在的に有益な道具であることを認識し、SATOYAMA イニシアティブが、本条約、国際的に合意された開発目標及びその他の関連する国際的な義務と整合が図られ、又は調和がとれた形で利用されることを確認する。
- 7 生物資源の持続可能な利用のための、知識がより普及され、能力が向上され、プロジェクトやプログラムが促進され、SATOYAMA イニシアティブと、UNESCO (国連教育科学文化機関) の「人間と生物圏計画」、「国際モデル森林ネットワーク」、地域又は先住民社会により開発され管理された地域社会により保全された地区を含む他のイニシアティブや活動との相乗作用が促進されるよう、生物多様性条約第10条(c)項に従って、慣習的な利用についての理解と実施が前進するよう、SATOYAMA イニシアティブをさらに議論し、分析し、理解することを認識し、支持する。
- 8 人為の影響を受けた自然環境における実践のプロジェクトや活動に対する意識を高め、支援することと同様に、ケーススタディを収集・分析し、教訓を取り出し、生物資源の持続的な利用に関する様々な実践例についての研究を促進することを含む SATOYAMA イニシアティブにより特定された活動を実行するための仕組みとしての国際的パートナーシップについて注目する。また、締約国とその他の政府、関係機関に対して、本パートナーシップへの参加を促す。
- 9 SATOYAMA イニシアティブを含む生物多様性の持続可能な利用を支援し、必要に応じて増進させることを、事務局長に対して要求し、締約国、他の政府及び関係機関に対して促す。

